

外傷外科手術治療戦略コース運営協議会 (Surgical Strategy and Treatment for Trauma; SSTT) 会則

- 第1条(名称) 本会は外傷外科手術治療戦略コース (Surgical Strategy and Treatment for Trauma; SSTTコース)運営協議会 (以下 本会)と言う。
- 第2条(目的) 本会は外傷外科手術を安全に遂行し、外傷患者の救命を実現するため、外傷外科手術の手技および治療戦略に関するトレーニング、さらには外傷外科手術チームを養成するためのコース(SSTTコース)を開催し、外傷外科学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条(事業) 本会は前条の目的を達成する為、今後定期的に(年3~4回程度)SSTTコースの開催を行う。
- 第4条(会員) 本会の会員は日本の医師、研究者及び第2条の趣旨に賛同する個人または団体(賛助会員)によって構成される。
- 第5条(役員構成) 本会に以下の役員を置く。
会長:本コースの代表者として会長を1名置く。会長は理事の互選によって決定される。会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
理事:会員を代表して会の運営、決議を行う為に若干名の理事を置く。理事は在職理事の推薦に基づき理事会で選任する。
- 第6条(役員の仕事) 会長:会長は会務を総括する。
理事:理事は理事会を構成し、会の運営に当たる。
- 第7条(理事会とその決議) 会長は理事会を招集し議事運営にあたり、議事は出席者の過半数を持って決定する。
- 第8条(会費) 団体会員は年10万円の賛助会員費を納入する。団体会員は、年2回に限り、優先的に受講枠を確保できるものとする。
- 第9条(コース運営・受講料)
第1項 コース運営は、第8条の賛助会員費と、コース参加者の受講料、企業広告料および寄付金等によって運営する。受講料は、一人一回あたり医師6万円、看護師1万2千円とし、医師2名・看護師2名のチームでの受講を原則とする。
第2項 公式コース開催には、事前に本協議会の承認を必要とし、本コースプログラムに沿った内容を指導するものとする。コース開催には認定インストラクターを最低4名確保しなければならない。
- 第10条(コースディレクター) SSTTコースのチーフコースディレクターは会員の中から理事会で推薦・選出される。
- 第11条(運営業務) 本会の運営事務業務は、株式会社FUDAIにこれを委託するものとする。
- 第12条(会計報告) SSTT事務局は、単年度会計収支を理事会に報告し、承認を得る。
- 第13条(会則の変更) 本会則及び内規は理事会の議を経て変更することができる。
- 第14条(事務局) 本会の事務局は株式会社FUDAI内に置く。
〒599-8570 大阪府堺市中区学園町1-2
大阪府立大学先端科学研究センター内 共同研究室1
TEL:072-254-8400
本会則は平成22年2月1日より施行する。
本会則は平成22年7月7日改正し、同日より施行する。